

平成21年 5月29日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 上田雄一  
3番 山口裕子  
5番 大河内 智  
7番 古川盛義  
9番 山口良広  
11番 山崎鉄好  
13番 前田法弘  
15番 石橋敏伸  
17番 小池一哉  
19番 山口昌宏  
21番 吉原武藤  
23番 江原一雄  
27番 高木佐一郎  
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩  
2番 浦 泰孝  
4番 松尾陽輔  
6番 宮本栄八子  
8番 上野淑子  
10番 吉川里己  
12番 末藤正幸  
14番 小柳義和  
16番 樋渡博徳  
18番 大渡幸雄  
20番 松尾初秋  
22番 平野邦夫  
26番 川原千秋  
28番 富永起雄  
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 末次隆裕  
次 長 筒井孝一  
議事係 長 川久保和幸  
議事係 員 森 正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	大	庭	健	三
政	策	部	角			眞
営	業	部	前	田	敏	美
営	業	部	伊	藤	元	康
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	岩	永		浄
会	計	管	馬	渡	公	子
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
市	民	病	古	賀	雅	章
総	務	課	山	田	義	利
企	画	課	橋	口	正	紀
農	業	委	西	村	益	生
員	会	事				
務	務	局				
長						

議 事 日 程 第 1 号

5月29日(金)10時開議

日程第1		会期の決定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		市長の提案事項に関する説明
日程第4	決議第1号	北朝鮮の核実験に抗議する緊急決議(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第5	第47号議案	専決処分の承認について(武雄市税条例等の一部を改正する条例)(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第6	第48号議案	専決処分の承認について(武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第7	第49号議案	専決処分の承認について(平成20年度武雄市一般会計補正予算(第15回))(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第8	第50号議案	専決処分の承認について(平成20年度武雄市病院事業会計補正予算(第5回))(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第9	第51号議案	武雄市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第10	第52号議案	武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第11	第53号議案	武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)

開 会 10時

議長(杉原豊喜君)

おはようございます。ただいまから平成21年5月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第47号議案から第53号議案までの以上7件を一括上程いたします。

日程第1 会期の決定

日程第1．会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、これに対する委員長の答申を求めます。吉原議会運営委員長

議会運営委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

平成21年5月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開き協議をいたしました。その結果について御報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1、会期及び会期日程について、第2、付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、第3、決議の取り扱いについて、以上3項目でございます。

本臨時会において審議されます案件は、ただいま議長から上程になりました条例議案3件、専決処分の承認4件、それに全議員から提出されました決議（案）1件の計8件でございます。

審議順序は、まず最初に決議第1号についてを議題とし、委員会付託を省略して採決し、他の議案の審議順序については議案番号順に行い、所管の常任委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

以上のことから考えまして、会期は本日29日の1日間が適当である旨、決定をいたしました。

以上、議長の諮問事項に対する答申を終わります。

議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいま議会運営委員長の答申のとおり、本日29日の1日間と決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第81条の規定により、21番吉原武藤議員、26番川原千秋議員、29番黒岩幸生議員の以上3名を指名いたします。

日程第3 市長の提案事項に関する説明

日程第3．市長の提案事項に関する説明を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

平成21年5月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました条例議案等について、その概要を御説明申し上げます。

まず、今月12日、私を後部座席に乗せた市長公用車の交通事故に対し、けがを負われまし

た相手方、そして市民の皆様、議員の皆様に深くおわび申し上げたいと思います。御迷惑をおかけしました。今後、私を含む職員に対する交通規範の徹底、再発防止に市を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、「第51号議案 武雄市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

これは、現在の選挙による農業委員会の委員の任期が本年7月19日をもって満了することに伴い、7月実施予定の次期選挙から適用する各選挙区の委員定数について、本年3月31日現在における各選挙区における農業委員会選挙人名簿登録者数の割合に基づき、各選挙区の委員定数の改定を提案するものであります。

次に、「第52号議案 武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例」及び「第53号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、改正をお願いしております。

なお、給与改定に伴う職員手当等の減額予算につきましては、本来の勧告時期であります8月に再度勧告が行われる予定であると聞いております。その分を含めて12月定例会に御提案を申し上げたいと思います。

これらは世の中の流れに応じたものと判断をいたしております。

その他、平成21年3月31日付で、「武雄市税条例等の一部を改正する条例」及び「武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」並びに2件の平成20年度補正予算について専決処分を行いましたので、これらについて承認を求める議案を提案いたしております。

以上、提案いたしました議案につきまして、詳細につきましては御審議の際に補足させていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### 日程第4 決議第1号

議長（杉原豊喜君）

日程第4 決議第1号 北朝鮮の核実験に抗議する緊急決議（案）を上程いたします。

直ちに議題といたします。

事務局長に朗読させます。末次議会事務局長

末次議会事務局長

それでは、朗読をさせていただきます。

#### 北朝鮮の核実験に抗議する緊急決議（案）

北朝鮮は5月25日、国連決議や6カ国協議共同声明、さらには日朝平壤宣言に反して、2回目の核実験を強行した。

このような北朝鮮の行動は、我が国を含む地域の平和と安全を破壊するものであり、許さ

れるものではない。

たび重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国である我が国としては、決して認められない。

武雄市議会は、この暴挙に対して、強く抗議する。

政府においては、国際社会と協調し政治的圧力を加えるとともに、北朝鮮に対して核兵器開発の中止と核の放棄を求めるため断固たる行動をとるよう強く求める。

以上、決議する。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

朗読が終わりましたので、提出者より趣旨説明を求めます。4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。決議第1号 北朝鮮の核実験に抗議する緊急決議（案）の趣旨説明をさせていただきます。

このたび、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）政府が、5月25日に地下核実験を実施したことを発表しました。このことに対して、武雄市は非核平和の都市宣言を行っている自治体の一員として強い怒りを覚えます。

世界じゅうのすべての人々が安心して希望を持って暮らせる、戦争も核兵器もない平和な世界を実現するために、私たちは平和に向けた取り組みを恒久的に続けていかななくてはなりません。北朝鮮政府が2006年に続き地下核実験を繰り返したことは、ヒロシマ、ナガサキや世界各地で行われた核実験による被爆者を初め、全世界の人々の恒久平和への願いを踏みにじる暴挙であり、断じて容認はできません。

ここに、非核平和の宣言都市並びに安全・安心宣言都市武雄市の市民を代表し、北朝鮮政府の今回の地下核実験及び核兵器の保有維持に対し厳重に抗議するものであります。

以上、趣旨説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。本決議案は全議員によるものであります。この際、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

これより決議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより審議に入ります。

日程第5 第47号議案

日程第5 第47号議案 専決処分の承認について（武雄市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

おはようございます。第47号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

議案書の3ページでございます。

今回、御承認をお願いいたしております武雄市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が第171回通常国会において可決成立、3月31日をもって法律第9号として公布、4月1日施行となりました。また、長期優良住宅の普及の促進に関する法律が平成21年6月4日に施行されることになりました。今回は両法律の施行に伴い、専決処分によって所要の改正をさせていただいたものでございます。

それでは、改正の概要を説明させていただきますが、改正項目が多く、また、地方税の改正に伴う条文の整理もございますので、主な改正について説明をさせていただきます。

議案参考資料、新旧対照条文の1、2ページをごらんください。

まず、第47条の2、第47条の3、第47条の5につきましては、個人市民税の公的年金からの特別徴収について、公的年金所得から計算した個人市民税のみを対象とする内容の改正でございます。

次に、4ページをごらんください。

第56条につきましては、公益法人制度改革に伴う固定資産税に関する改正でございます。また、第58条の2につきましては、社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設に関する改正でございます。

次に、8ページをごらんください。

附則第11条の2につきましては、固定資産の土地の価格の特例に関する改正でございます。平成21年度は3年に一度の固定資産の評価がえの年に当たりますが、平成22年度、平成23年度について、地価の下落修正措置を継続する内容の改正でございます。

続いて、9ページをごらんください。

第12条から第15条の2につきましては、土地に係る固定資産税について、平成21年度から平成23年度まで現行の負担調整措置を講ずる特例を継続する内容の改正でございます。

次に18ページ、第2条関係でございます。

附則第10条の2につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律が平成21年6月4日に施行されることに伴う所要の改正でございます。

続いて19ページからは、第3条関係でございます。

附則第2条につきましては、個人の市民税に関する経過措置でございます。第6項につきましては、上場株式等に係る配当所得についての個人市民税の軽減税率の見直しに関する改正でございます。また、第13項につきましては、上場株式等に係る譲渡所得についての個人市民税の軽減税率の見直しに関する改正でございます。

以上で第47号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第47号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対、討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第47号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 第48号議案

日程第6 第48号議案 専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

おはようございます。それでは、第48号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

議案書の10ページでございます。

改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部改正（平成21年3月31日公布、平成21年4月1日施行）に伴う所要の改正について、専決処分により改正させていただくものでございます。

今回の改正は、第4期介護保険事業運営期間、平成21年度より平成23年度における介護給付費の見込みから求められる保険料収納必要額を確保できるよう保険料の改定を行い、安定で持続可能な医療保険制度運営の確保のため、介護保険第2号被保険者に賦課している介護納付金に係る国民健康保険税の賦課限度額について、中間所得層の負担が過度とならないよう、限度額を「9万円」から「10万円」に改めるものでございます。

また、低所得者に対する軽減についての配慮につきましては、制度改正に伴う影響を未然に緩和するため、申請を待つことなく当初賦課において軽減の職権適用することが保険料算定基準の基本的な考えである旨を示されました。このことにより、平成20年4月1日からは2割軽減措置につきましても、職権適用による軽減措置を行うものの改正であります。

改正の内容を申し上げますと、議案参考資料、新旧対照条文の24ページをお開きください。

第2条第4項ただし書き及び第23条中の「9万円」を「10万円」に改めるものでございます。また、第23条第2項の削除につきましては、2割軽減措置の職権適用の軽減措置といたすものであります。

なお、同項の削除により、第13条及び附則において条文の整理をいたしております。

次に、附則でございますが、第1条で施行期日を平成21年4月1日と定め、第2条では経過措置を定めております。

以上で第48号議案についての補足説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第48号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第48号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7 第49号議案

日程第7 第49号議案 専決処分の承認について（平成20年度武雄市一般会計補正予算

(第15回)を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

第49号議案 専決処分の承認について、補足説明申し上げます。

専決処分いたしました補正予算書につきましては、別紙という形で皆様のお手元にお届けしておりますので、その1ページをごらんください。

今回の専決では、第1条のとおり債務負担行為の補正をいたしております。

内容につきましては、補正予算書2ページに掲げております第1表 債務負担行為補正のとおり、武雄市土地開発公社の事業資金借入れに対する債務の損失補償にかかわる債務負担行為の補正を行ったところでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

議長(杉原豊喜君)

第49号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第49号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

#### 日程第8 第50号議案

日程第8 第50号議案 専決処分の承認について(平成20年度武雄市病院事業会計補正予算(第5回))を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

第50号議案 専決処分の承認についてにつきまして、補足説明を申し上げます。

専決処分は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき行ったもので、案件は平成20年度武雄市病院事業会計補正予算(第5回)であります。

それでは、専決処分いたしました補正予算の内容につきまして、御説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

第2条の収益的支出で、医業費用として600万円を増額しております。その内容でありませんが、7ページの説明書をごらんください。医業費用のうち、薬品費を600万円減額し、診療材料費を1,200万円増額しております。

この理由でございますが、第4回補正予算におきまして、12月までの実績と年度末までの支出見込みにより、薬品費、診療材料費ともに減額したところでありますが、この際、支出見込み額に誤謬を生じ、薬品費及び診療材料費に過不足が生じたことによるものであります。

今後の支出見込み額等の見積もりに当たりましては、このようなことのないよう慎重を期したいと思いますので、御理解の上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

第50号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

今の説明でわからんわけじゃないですけども、診療材料費そのものの1,200万円、どういふの見込み間違い、いろいろされたのか、具体的にお示し願いたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

お答えいたします。

診療材料費、それから薬品費につきましては、それぞれ何百という項目がございます。例えば、診療材料費で申し上げますと、ガーゼでありますとか、ピンセットでありますとか、注射針、いろいろ注射器とかですね。その他、例えば、手術に使います人工の関節でありますとか、そういったものが数々あるわけですけども、予算といたしましてはそのようなものを実績に基づいて積み上げて、1年間の分を当初予算で上程しているという方法をとっております。

先ほど申し上げましたとおり、3月の補正予算を提出する段階では、12月までの実績しかございませんので、その実績と、それから3カ月の見込みに基づき、3月の補正で減額をしたというところがございますけれども、その際、見込み違いを生じたということで御理解をいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第50号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり承認することに決しました。

#### 日程第9 第51号議案

日程第9 第51号議案 武雄市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

第51号議案 武雄市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

議案書の15ページでございます。それから、議案参考資料の29ページに新旧対照表、それから、議案の資料をつけておりますので、ごらんいただきたいと思います。

本議案は条例第3条中、農業委員会の委員の各選挙区における選挙すべき委員の定数を改正するものでございます。委員の定数につきましては、農業委員会等に関する法律第10条の2第3項を適用し、おおむね選挙人の数に比例して定めているところでございます。

現在の農業委員会委員の任期につきましては、本年7月19日をもって満了いたしますが、委員の選挙を控えまして、直近の選挙人名簿が平成21年3月31日をもって確定いたしましたので、その登録者数によりまして、今回の定数の改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、第2選挙区、この区域は若木町と武内町となります。定数「6人」を「7人」に改正するものでございます。それから、第5選挙区、この区域は北方町となりますが、定数「5人」を「4人」に改正いたすものでございます。

附則では、この条例は公布の日から施行し、この条例施行の日以後、最初に行われる農業委員会の選挙による委員の一般選挙から適用することといたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第51号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第51号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10～第11 第52号議案～第53号議案

日程第10．第52号議案 武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例及び日程第11．第53号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

第52号議案 武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例並びに第53号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、一括して補足説明を申し上げます。

去る5月1日の人事院による臨時的勧告により、国家公務員につきましては、平成21年6月の期末勤勉手当が0.2カ月分引き下げられます。武雄市では、これまで人事院勧告と、これに対する国の対応を基準として給与の改定を実施してまいりましたが、地域経済の情勢や県内各市の対応等も踏まえ、緊急ではございますが、今回につきましても国家公務員に準拠した給与等の改定を行うべきと判断いたしましたので、関係条例の改正をお願いしているところでございます。

追加議案書の1ページ、第52号議案といたしましては、任期付職員の期末手当、武雄市議会議員の皆様方の期末手当、市長及び副市長の期末手当、教育長の期末手当の支給割合をそれぞれ0.15月分引き下げ、1.45月分とする内容でございます。

議案書3ページ、第53号議案では、一般職の期末手当を0.15月分、勤勉手当を0.05月分引き下げ、期末勤勉手当の支給月数を2.15月から1.95月とする内容になっております。

なお、今回の措置は支給月数の一部凍結といった暫定的な特例措置であることから、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例として、関係条例の附則で対応しております。

以上、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第52号議案及び第53号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

今、趣旨説明された中で、国家公務員に準じてということでした。今、国会でも衆議院で審議され、そして本日、参議院で審議されていますけれども、今国会中で最終的にいつ、何時ごろ、この国家公務員の改正、人事院勧告についての趣旨に対する可決がなされたのか、今の状況についてお尋ねします。

議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、衆議院については26日に通過をしているというふうに聞いております。参議院で審議をされまして、きのう参議院の総務委員会で採決をされた。きょうじゅうに参議院で採決をされるというふうに聞き及んでおります。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

国会の運営ですので、なんですけれども、参議院の本会議で採決されたことによって、この給与等に関する扱いというのは最終的に決定されるのではないですか。それに基づいて地方でも対応されるんじゃないかと思うんですけれども、その点いかがですか。

議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

今回の提案につきましては、あくまでも法案が29日成立ということを見込んでおりまして、県内の状況もそういった状況でございますので、そういったことも考慮の上、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

本来ならば議員おっしゃるとおり、全部参議院で最終的に議決をいただいた上でやるのが筋かなと思うんですけども、これは基本的に議員御案内のとおり、法律に基づいて地方自治体がそこに拘束されるわけではありません。国が自分たちの身を切って行うという趣旨に準じて行うものでありますので、そういった意味で私どもといたしましては、国の政府と我々の政府というのは違うというふうに認識をしておりますので、あくまでも準じる形、尊重する形になっているということをおわせて御理解賜りたい、このように考えております。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第52号議案並びに第53号議案は所管の常任委員会付託を省略いたしましたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第52号議案並びに第53号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論及び採決を行います。討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第52号議案 武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例について討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対、討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第52号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第53号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。最初に討論に入ります前に、臨時人事院勧告に伴う影響額、これは25日に資料を総務課からもらいましたけれども、こういう議案が出るときには、きょうの議運でも要求しましたけれども、全議員審議に参加するわけですから、どういう影響が出てくるのかと。市長は社会の流れですか、抽象的なことじゃなくて、どういう影響が出てくるのかということをお認識の上でも、こういう資料、皆さん方の手元にけさ届けたんでしょ。

そういったものは努めて議会に出すように、討論に入ります前に改めてお願いをしておきたいというふうに思います。

第52号議案にも関連するわけですがけれども、武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたしたいと思います。

この議案は、この夏の特別給、期末勤勉手当を0.2カ月分削減する内容であります。公務員の夏のボーナスは、その年の7月までの1年間の民間給与実態調査に基づいて人事院勧告で決められてきました。実態調査の際、本来ならば人事院は1万1,000の企業を対面調査するわけですがけれども、今回は2,700社を対象に、しかも対面ではなくて郵送で調査しただけであります。サンプル数が少なく、しかも、ボーナスを決定した企業は1割しかない時点での勧告であり、調査はざさん過ぎると否定せざるを得ません。人事院の総裁も全体を反映したかといえ、必ずしもそうではないと認めざるを得ない状況であります。

ざさんな調査による勧告の影響を受ける労働者 公務員は600万人に上るわけですがけれども、逆に民間の一時金引き下げの口実に使われる、極めて影響は重大であります。人事院も民間労働者を含め、多くの方に何らかの影響を与える、こう認めざるを得ないわけであり、ます。

提案されている議案は、市の職員515人の期末勤勉手当の影響額は3,809万6,000円、影響額は平均額で7万4,000円と資料に出しております。それぞれの合計で見ますと、各会計ごとに影響が出ているわけですがけれども、この影響額も含めると、一般職員と特別職議員を含めると4,000万円の影響になってくるわけであり、ます。特別職議員は、それはともかくとして、今日の深刻な景気悪化の中で、家計を応援し、内需主導経済に切りかえる、このことが求められているときでありますけれども、今回の期末勤勉手当の削減は経済にマイナスの影響を及ぼすものであり、以上のことを指摘して、この第52号、第53号議案に対する反対の討論といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。10番吉川議員

10番（吉川里己君）〔登壇〕

第52号議案、第53号議案につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま反対者がおっしゃられたのは、サンプリングの制度の問題だというふうに思います。確かにサンプリングが少なかったということであり、ますけれども、それ以上に今の国内の経済状況は厳しくなっているということで、サンプル数が少なくても、それなりの制度のサンプルが調査できたというふうに思っております。

今回の5月1日の人事院勧告を受けまして、政府のほうにおきましては、5月8日に閣僚会議を開いて、地域経済の実態に合わせて引き下げをするということでございます。武雄市

におきましても、これまで国家公務員に準拠した形で改定をしまりました。

今回の一番のポイントは、やはり地域経済の厳しい状況に合わせていく。武雄市民の目線に合わせて引き下げを武雄市も断行するというございますので、議員の皆様の御理解と御協力をよろしくお願ひします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

第52号、第53号議案に反対の立場で討論いたします。

先ほど22番議員も提起されましたけれども、まず、基本的に人事院制度の中で、人事院というのが公務員の労働基本権の代償措置の機関であります。その人事院が臨時調査を行ったこと自体が異例と言われているし、その調査も先ほどありましたサンプリングでも極めて正確性に欠けるもので、このような調査に基づいた勧告は受け入れがたいものです。

先ほど市長演告の中で、最後に世の中の流れに応じたものと申されました。さらには、先ほど10番議員も申されましたけれども、現在、急速な景気の悪化に伴って地域経済も落ち込んでおります。武雄市内において話を聞けば、民間給与の関係で、8月にボーナス等がある中で、どうしても公務員関係の動向に、自分たちもそっちのほうに目が行ってしまうと。そういう意味では、地域経済に影響を及ぼすような凍結措置は経済対策に逆行するものと思ひます。

3つ目に、先ほど市長演告がありました、8月には通常調査に基づいた人事院勧告が出されると。そういうものでは、暫定勧告そのものには意味がないと思ひます。

最後です。4つ目に、県の人事委員会は臨時調査を実施しましたが、その正確な調査ができなかったという理由で勧告をせず、報告にとどめたということも出されています。

そういう意味も含めた場合には、この第52号、第53号議案には反対の立場で討論いたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第53号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程並びに本臨時会の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成21年5月武雄市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 10時41分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

” 副議長 牟 田 勝 浩

” 議 員 吉 原 武 藤

” 議 員 川 原 千 秋

” 議 員 黒 岩 幸 生

会 議 録 調 製 者 末 次 隆 裕